神奈川県立歴史博物館
Kanagawa Prefectural Museum of Cultural History

論題	神社整理後の「神社復祀」について
著者	鈴木通大
掲載誌	神奈川県立博物館研究報告―人文科学―　第 23 号
ISSN	0910-9730
刊行年月	1997 年（平成 9 年）3 月
判型	JIS-B5（182mm × 257mm）

神社整理後の「神社復祀」について

鈴木通大

はじめに ――問題の所在――

明治政府は、神社制度を整備する過程で「神社合祀政策」を明治末期から本格的に実施したことはよく知られている。神社界からは、「第二の維新」といわれ、神社の統廃合は明治四一から四二年にかけて頂点に達し、全国の神社数は急激なる減少をみたという。これらの神社合祀は、官僚たちの手によって強固に推進されたので、たとえば稲荷・八幡・金比羅・天神の四社を合祀して「稲八金天」神社をつくるという、笑い話のようなこともあったといわれる。(1)

柳田國男も「日本の神社合祀は、官符の慫慂を待つことなしに、以前にもくり返し行われて居たのであります」(『定本柳田國男集』第一〇巻、三八四頁、以下定本とする)と言及しているように、江戸時代にも、いくつかの諸藩で、「寄せ宮」と称して行われていた。(2)

しかし、明治時代の神社合祀は全国的な規模で断行され、各地の由緒ある神社がことごとく破壊されたといっても過言ではないだろうか。なかでも和歌山県、三重県などでは強固に展開されたが、しかるに一方でこの神社合祀の政策は中断してしまい、府県によってはほとんど本格的に実施されないまま、終ったところもあったようだ。

こうした政府の神社政策に対して、黙々と従うのが大方であった情勢下で、和歌山県では、民俗学者であり、粘菌学者である多才な南方熊楠が神社合祀反対の論陣を一〇年にわたって張ったことは有名なことであり、まさにこのことが今日でいうところの地域住民運動を展開するまでに至っていた。(3)この動きについて、柳田は「神社合祀の政策の励行せられた頃、先生〔南方熊楠のこと〕は極力之を非難し、此上は英米の学者に檄を飛ばして連名の抗議をさせようと云々」(定本第二三巻、四二九頁)と回想している。

また、地域社会では、神社合祀後、しばらくしてからムラの勇敢な若者が夜陰にまぎれ、御神体を隣り村の神社から取り戻して来たというような、ささやかな抵抗が各地でこころみられたらしい。(4)

このような伝統的な地域社会では、合祀の主たる対象となった小神社に対して、先祖伝来の守護神であるという意識が強く存在していたと考えられる。このことは、合祀された氏神をムラの人々が村境までお送りし、まるで親と別れるような気持ちで別れを惜しんだ(5)という伝承が伝わっていることからもうかがえる。すなわち、このことは氏神(鎮守)というものが一般的にいわれているように、地域社会全体によって祀られ、その地域社会の統合を象徴するものとして存在していることを裏付けているといえよう。

そこで、地域社会においては、神社合祀が断行されても、地域住民であるムラ人の脳裡からは統廃合された氏神（鎮守）への憧憬が消えず、なお一層愛惜の念に駆立てられていたのではなかろうか、という点に注目して、以前に「神社合祀後の『分祀』について」（一九八二、『神奈川県立博物館研究報告（人文科学）』第一〇号）という拙稿を発表した。

今回は、その後の成果を踏まえ、「神社合祀」などの神社整理後における「神社復祀」の問題に、民俗学の立場から再度アプローチし、同時に神社合祀・復祀の実態を素描することにある。

研究小史

神社合祀への本格的なアプローチは、森岡清美、米地実、孝本貢の諸氏であろう。森岡は、神社整理が徹底的に実施された三重県の事例分析を手掛けたり[6]、『神社協会雑誌』や『全国神職会々報』を駆使して、神社整理について全国的経緯から論述しているが[7]、近年、これらの一連の業績をまとめている[8]。米地は、神社政策を視座にして、法規・通牒類などへの詳細な検討を通して神社整理の研究を展開し、この方向に沿って、長野県における神社整理の事例を紹介し、さらに長野県諏訪市南真志野と東京都下府中市とで、神社整理政策が村落においてどのような経過のもとに受け入られ、かつ実現されていったかを具体的に報告している[9]。孝本は、明治政府が神社政策として神道国教化を推進していく過程を明瞭にした[10]。また、前論文を踏まえて神社合祀政策のなかで、政治権力が、神社をいかように統制しようとしたか、さらに地域社会のなかで神社合祀がいかに遂行されていったかを分析している[11]。また、村上重良は伊勢神宮を本宮として全国の神社をピラミッド型に編成し、神社の祭祀を画一化した国家神道という大きな枠組のなかで、神社整理を掌握している[12]。

さて、柳田國男もこの神社合祀について関心を抱いたことがわかる。柳田は、つぎのように述べている。

境内社の場合も是と同じで、一旦氏神の御処と定めて区画してある土地に、新たに一つの客神を迎へ申すとするには、少なくとも元の神の黙諾許容が必要でありました。或はそれ以上に、それが日頃の神慮に合するものと、思つて居たかとも想像せられるのであります。是は既に意識して居る人も少なくなりましたが、明治の御代以来、全国を通じて弘く行はれた神社合祀といふ政策の、大切なる信仰的根拠であらうかと思つて居ります」（定本第一〇巻、三七八頁）、

以前には神社合祀の励行と謂つて、つとめてこの氏子の団体を大きくしようとする企てもあつたが、結果から見てどうも成功とは言へない。多くの山の陰や、谷間に五戸、六戸、とはなれて住む人々は、新たに遠くの御社の氏子になるといふ気にもなれず、たゞ今までの大切な神様を、失つたといふ淋しさのみを感じたので、祭の形はやや整つたかも知れぬが、これを裏づけてゐた信仰

は衰へたものが特に古風な片田舎にはあつたように思ふ」（定本第三一巻、一七四頁）

是等の事実を綜合して見ますと、近年の神社合祀は多くの住民を寂しがらせ、結果必ずしもすべて良とは申せませんが、是は全くもとあつた考へ方を失つて居るまゝだつたからで、説くに方法を以てすれば、古人が思つて居たやうな心持を抱くことが出来れば、此後も或はなほ可能なことかも知れません」（定本第一〇巻、三九一頁）

以上、どちらかといえば明治政府の政策を批判しながらも、理想的な神社合祀のあり方について、見解をのべている点が興味深い。

その他にも、土岐昌訓[13]、千葉正士[14]、沼部春友[15]、谷岡（櫻井）治男・森安仁[16]、大藤時彦[17]、鈴木通大[18]をはじめ、近年では、田中宣一[19]、櫻井治男[20]、岸本昌良[21]、喜多村理子[22]、時枝　務[23]、阪本是丸[24]、関口靖之[25]の諸氏によって、神社合祀が中心であるが研究が進んできている。なかでも、岸本は「神社合祀は国家がひきおこした事件である以上、全体の見通しが必要である」とし、さらに「政府の神社合併奨励の指示を受けて、実際に推進したのは府県であるため、『神社合祀』は各府県毎に位相が異なる」という指摘をしている[26]。

さて、神社合祀については、民俗学をはじめ宗教学の分野でいろいろと研究がなされてきたことは紹介してきたとおりであるが、その一方で神社復祀についてはきわめて少く、とりわけその神社復祀に関する研究では宗教学者である櫻井治男の活躍がめざましいといえよう[27]。

げんに櫻井は、合祀されてしまった神社の氏子が、その跡地を遙拝所として、祭祀を営み続けてきた事例や、合祀によって忍びない淋しさを味わされた神社の氏子が、戦後になって復祀の式を行なって、以前の神社をムラに復活させたという事例、豊富な神社文書等を駆使して神社復祀の実態およびその背景を明らかにしてきたといえよう。おそらく、このような事例は全国の到るところで伝承されてきているのではなかろうかと推察できる。

そこで、この復祀復祀の問題について、神奈川県下における事例を中心にあげながら、神社合祀後、地域社会においてどのようにして復祀がおこなわれてきたのか、その実態を把握したい。

復祀とは何か

では、「神社復祀」とは、どういうことであるのかを、最初に規定しておきたい。前回の論考では、テーマに該当する適切なタームが見あたらず、「分祀」というタームを用いた経緯がある。その際に、「ある神社がほかの神社に合祀された後に、また元に戻って以前の状態になること」とし、さらに「本社と同一祭神を勧請して、新しく別に神社を建立して祀るという従来の分祀とは、ちがう意味である」と規定した。今回は、この「分祀」というタームにかえて、櫻井治男が提唱した「復祀」を使用することにした。氏によれば、神社復祀とは「明治末期の神社整理によって神社が合併合祀され、その結果、鎮守（神社）を消失した氏子（地域住民）が、後になっ

表　各府県に於ける三期の社・寺・堂の変化率

県名＼時期	合祀前期 1905/1890（1890年を100とする）			合祀期 1910/1905（1905年を100とする）			合祀後退期 1935/1910（1910年を100とする）		
	神社	寺院	仏堂	神社	寺院	仏堂	神社	寺院	仏堂
東京	174①	126①	185①	83	98	93	86	96	93
神奈川	75①	76①	75①	70	99	98	68	95	37
埼玉	99	99	—	47	99	99	65	95	94
千葉	97	94	101	82	96	101	86	93	98
茨城	101	101	68	79	97	93	78	97	134
栃木	98	99	—	73	95	95	74	97	94
群馬	99	99	—	41	96	85	75	97	94
長野	98	101	110	55	101	97	87	98	102
山梨	40②	98	229	95	98	97	91	96	98
静岡	89	97	101	93	98	99	89	97	92
愛知	87	103	97	87	101	97	79	101	99
三重	151	99	101	9	99	96	75	98	89
岐阜	101	101	102	86	101	98	77	101	94
滋賀	98	99	99	76	98	98	87	99	—
福井	99	101	101	69	99	—	85	98	87
石川	99	101	101	72	99	95	91	99	55
富山	99	101	101	91	101	—	76	98	97
新潟	99	77	98	73	99	99	88	98	92
福島	97	101	101	97	99	99	95	98	99
宮城	98	96	99	52	99	96	93	96	89
山形	97	99	99	82	99	95	86	96	93
秋田	101	102	101	46	99	99	57	96	91
岩手	97	101	81	89	101	92	92	99	98
青森	101	102	98	96	101	—	97	104	90
京都	97	95	99	93	99	—	97	96	91
大阪	99	103	107	41	99	96	83	99	91
奈良	99	98	93	88	99	—	90	97	—
和歌山	99	88	99	21	99	98	58	92	94
兵庫	101	101	98	71	99	89	90	102	94
岡山	102	98	98	81	99	99	65	97	101
広島	97	102	99	72	101	96	77	99	95
山口	101	103	99	40	101	97	79	97	98
島根	99	101	98	58	—	99	71	97	95
鳥取	101	101	94	96	99	—	53	101	95
徳島	103	102	99	90	99	99	71	99	98
香川	101	103	114	89	101	99	80	101	72
愛媛	46	101	104	81	99	—	65	98	43
高知	102	116	536	88	—	98	83	106	93
長崎	100	109	100	93	100	76	91	110	130
佐賀	101	—	100	51	100	—	97	98	92
福岡	120	102	211	92	100	99	69	101	103
熊本	101	101	99	95	—	99	93	100	96
大分	97	98	99	80	98	98	83	99	98
宮崎	—	114	—	88	99	1,700⑤	94	111	51
鹿児島	99	282③	④	75	103		87	130	

（注）① 合祀前期の東京・神奈川の社寺堂の変化は神奈川が東京へ三多摩を移籍したため。
② 山梨では明治26年に神社合併をした（後述）。
③ 鹿児島は寺院数が少ないため、わずかの変化でも大きくあらわれる。
④ 鹿児島には仏堂の類は統計上存在しない。
⑤ 宮崎にも仏堂が少なく、2→34になったため。
※ 北海道・沖縄は歴史的個性が異なるため含まず。

（この表は、岸本昌良著「『神社合祀』の実態」より）

て合祀された『元の神社』を旧地に再建する行動」と規定している。従来、この行動は、復旧、分祀、再興、分離復旧、復興再立など、表現されてきたが、いずれもそれぞれの用語が適切ではないという立場から、氏がこのテクニカル タームをあらたに造語した。(28)

神社合祀（神社整理政策）とそのタイプ

神社合祀の様相について、大藤時彦は、和歌山県のことを南方熊楠の著書を引用して、つぎのように書いている。

日置川筋では三十社四十社を一社にあつめ、悉くその神林を伐った所が多く、村民があらたに神社に詣でるには往復五里、甚だしきは十里を歩まねばならなくなった。祭りの幟などの染物屋をはじめ、果物屋・菓子屋などは、神社がなくなっていずれも失業してしまった。またもと官公吏だった者が、他県から商売人を誘いきたって、訴訟をおこしてまで、山林という山林をみな濫伐してしまった。無頼のにんそくは林中に充満して風紀をみだし、伐出した跡は植林するでもなく、荒涼たる戦場のよになり、学問上貴重な植物林も絶滅したものが少なくなかった。神社合併の最も甚だしかった諸県をあげると、次のようであった。

『大阪毎日』一九一一年（明治四四年）六月二五日号による

県名	現在社	滅却社
三重	九四二	五・五四七
和歌山	七九〇	二・九二三
愛媛	二・〇二七	三・三四九
埼玉	三・五〇八	三・八六九
長野	三・八三四	二・九九七

結局この神社合併は途中で停止してしまったが、府県によってはほとんど実施しないところもあった。また一度廃止した神社も後日になって遙拝所の名目で復活したり、社殿を再興したりするようになった」（大藤、一九五四、四五四－四五五頁）

以上のことから、神社合祀の結果、もたらされた弊害が具体的に指摘され、復祀の方向へ動き出しているがわかる。

ところで、明治新政府が近代国家をめざすために推進させた政策に、町村の再編成と、神社（小祠）の統合という二つがあった。明治末期に実施された神社合祀は、各府県により大きな差ががあり一律ではなかったようである。三重、埼玉、愛媛、和歌山などは神社合祀が著しい県であり、青森、岩手、長崎などは少ない県である。内務省の意図は、次のような二点であったといわれる。

（1）神社合祀により一社当たりの経済的基盤を確立し祭祀を厳重に行わせること

（2）一村の中心に神社をおくことにより自治体の団結を強化すること

その結果、もたらされた神社合祀には、大別すると三つのタイプに分類することができる。

Ⅰ　旧村内にある小祠などを村鎮守へ合祀するタイプ

Ⅱ　数ヶ村にわたり整理し、その中の一社に他の神社を合祀するタイプ

Ⅲ　数ヶ村にわたり整理し、新たに一社を設けるタイプ

以上の三タイプをみることができるが、なかでもⅡのタイプが現実には多くの地域社会でかいまみることができる。

しかも、町村合併や神社合祀によって氏子区域が変化したり、それにともない、住民の信仰生活にも多くの変化がもたらされた。

そこで、この点に注目して、神社合祀および神社復祀について、民俗学の視点から、その実態を把握すると同時に神社（鎮守）に対する地域住民の意識についてを解明したいと考えている。

つぎに、神奈川県下における神社復祀の事例を中心に紹介し、その要因などを考えてみたい。

神社復祀の諸相とその要因

ここに紹介する事例は、神奈川県を中心として、ここまでに管見できた「民俗調査報告書」、「民俗誌」や「郷土誌」の類から集めたものと筆者の調査による。これによって、「神社復祀」の諸相をおおむねうかがい知ることができよう。

事例[1]　横浜市緑区旧荏田村（荏田町）は、小黒・渋沢・柚木・宿の四谷戸からなっており、荏田全体の総鎮守として、剣神社が信仰されている。この神社に、大正二年一二月一〇日に、渋沢谷戸の十二社権現、柚木の熊野権現社、小黒谷戸の神明社・八幡社、宿の赤城神社が合祀された。柚木のヤトミヤであった熊野権現社を合祀後、その祠で稲荷を祭ったところ、祟りがあったので祭りなおして、再び権現を祀っている。(29)

柚木では、熊野権現社を祭祀していたが、神社合祀後、その跡地で稲荷を祀ったら、祟りがあった。そこで、剣神社から熊野権現社を戻して再び祀っている。

事例[2]　平塚市旧神田村大神の十三軒・七軒というムラで祀っている御嶽神社は、明治四一年頃、寄木神社へ合祀されたが、四、五年もたたぬうちに祟りがあって再び分離した。またムラ人の夢の中に御嶽さんが現われて、もとの場所へ帰りたいといわれたからだともいう。(30)

事例[3]　平塚市旧神田村田村の上町で祀っている天満宮は、明治時代に八坂神社へいったん合祀したが、もとの社地である隣家め人の夢枕に天満宮さんが立たれたので、大正初期にもとの場所に戻し、現在まで祀り続けている。(31)

事例[4]　三浦郡葉山町旧下山口村では、茅木山の権現様を、大正時代に村の氏神である神明社に合祀したが、しばらくして内密に再び元に戻してしまった。(32)

事例5　座間市皆原の金比羅社は、明治四三年九月、鈴鹿明神社に合祀されたが、この合祀に関係した役員の家が次々と火災に遭い、これは金比羅様の祟りだというので、大正一〇年ごろ、元の所へ戻して祀ったとう。(33)

事例6　座間市芹沢の山王神社は、明治の代になり栗原神社に寄せ宮したが明治三〇年ごろ、芹沢に疫病が流行したので、旧の場所へ戻し祀ったという。(34)

事例7　愛甲郡愛川町半原の日向にある川北諏訪神社は、明治の神社合併の時に半原神社に合祀されたが、日向の人達が、どうしても地元に祀りたいといって、再び日向の旧地に祀った。(35)

事例8　愛甲郡愛川町角田の下ノ街道にある天王社は、八幡神社に合祀されていたが、下ノ街道で大正九年頃病人が続出したので、元の敷地におさめた。(36)

事例9　足柄上郡山北町諸淵には熊野神社が祀られている。明治時代に合祀したあと、大蔵野では遠いからといって、戦後小さい祠を作り戻した。(37)

事例10　足柄上郡山北町谷戸で祀られていた八幡さんは、須賀神社に合祀されていたが、昭和二三、二四年頃、諸淵の熊野神社と一緒に戻したという。当時、カギトリ（鍵取り）の家に幟がしまってあり、家の者が弱かった。そこで婦人会で布を買って幟の縄を縫い直して、幟を作り立てて貰いたいといったら、幟を立てるのならご神体を戻して貰おうでないかといって戻したという。(38)

事例11　足柄上郡山北町峯では、明治時代須賀神社へ合祀する前は、金山さん・山の神さん・稲荷さんの三つの祠があった。その後、流行病があって、これは金山さんがおこったからということで、須賀神社から持って来てしまったという。(39)

事例12　足柄上郡山北町箒沢の氏神は、熊野神社で、もと宮の田の所にあった第六天が合祀されている。明治四一年中川村の大室生神社に合祀されたが、その時棟札・小祠を残した。(40)

事例13　川崎市幸区では、女体神社が、大正年間、近くの神明大明神に合併されたが、旧氏子の願いにより、元の地に戻った。(41)

事例14　大和市福田では、一九六一年（昭和三六）に日枝社（境橋）と子之社（山下）が合祀して福田神社となった。この両社は、明治初年にすでに合祀されていたが、その後日枝社が元の地に戻って、またそれぞれ別に祀られてきた。しかし、第二次世界大戦前に厚木飛行場の拡張に伴って境橋の集落が移転することになり、再び合祀したが、戦後また復祀した。(42)

事例15　大和市深見では、一九〇九年（明治四二）に鹿島社と諏訪社が合祀して深見神社となった。合祀後、諏訪社の跡地を畑に開墾したが、それを実施した関係者が病気になったり、不幸になったりしたために、あらためて記念の碑を建立し、その後復祀して諏訪神社を祀り、その境内を維持することになったという。(43)

事例16　町田市小野路では、浅間神社が明治末年に小野神社に合祀されたが、その後神体が小野神社の・堂に放り込まれたままになっ

ていたので、萩久保・平久保等の人々には堪えがたく、長らく復祀の運動を続けた結果、ようやく元の山上にある社地に新しく祠をつくり、野津田神社及び下小山田の上根神社から御霊を移し祀った。(44)

事例17　横浜市磯子区矢部野（現洋光台）では、金山神社が明治四五年五月一五日に栗木の日枝神社に合祀されたので、村祭りが遠く離れた栗木でおこなわれるようになった。そこで、矢部野の人びとは旧社地で蔭祭りをし、二重の祭礼をおこなうようになった。ふだんの宮参りも不便だったので、昭和二二年四月二六日に信教も自由になったし、神社が戻ってくると蔭祭りをしないで本祭りができるなどの理由で旧社地に神様を戻し、矢部野神社としたが、昭和三二年に社殿の造営した際に金山神社と改めた。(45)

事例18　横浜市磯子区田中では、御嶽社と神明社が明治四五年に栗木の日枝神社に合祀された。そこで、氏神が遠くなって、例祭、初詣、宮参りなどに不便だったので、自分たちの氏神がなくなったような気がして寂しかったという。そこで、例祭は栗木でおこなわれても、昔からおこなっていた御嶽社の例祭日に蔭祭りをするようになった。第二次世界大戦後、元の場所に戻そうということになって、昭和二二年に御嶽社の旧社地に仮殿を建てて二社を祀り、社名も村名をとって田中神社とした。(46)

以上のほかにも、ここで取り上げない各地の事例が集められているが、内容的に変わりないので割愛したことをお断りしておきたい。

さて、事例2と3では、ムラ人の夢の中に氏神さんが現われて、もとの場所に帰りたいといわれたので、跡地にそれぞれ氏神を復祀している。また事例2では、事例1にもみられるように祟りが復祀の要因となっている。

事例5でも祟りが復祀の要因となっているが、合祀に関係した人々だけに祟りの被害があったことは興味深い。このことは、神社合祀に際して協力した人びとに対して、一般のムラ人が不快に感じていたことを暗示しているようである。事例6では、疫病が流行したことを復祀の要因としている。確かに一八九九（明治三二）年には全国的に赤痢が流行しているので、その原因を神社合祀に求めたことは理解できよう。

事例7は、事例4と同じ種類の理由であろう。ムラ人にとって、自分たちが先祖代々祀ってきた氏神さんには離別しがたい崇敬の念をいつまでも抱いていたのであろう。したがって機会があれば、元の場所に再び祀りたいという潜在的な願望と結びついて、復祀する行動に出たのであろう。事例8では、病人が続出して、元の場所に戻して祀っているが、このことは、疫病が流行して、跡地へ戻して祀っている事例6と、全く同じである。

事例9も、事例3や7と同じ例であろう。事例11、事例6や8と同じように病人が出て、そのことが復祀へのきっかけとなっている。事例10も、事例6、8、事例11と同じ系統の実例であろう。しかし、鍵取りという神社に深い関係のある家の者の中に、体が弱い者が出

てきていることは、かたちこそ違うが事例5にみられたように、祟りが表出した一例とも考えられるであろう。さらに事例11でも流行病が起きたのは、合祀された金山さんが怒ったからだと伝承されている。このことも祟りの表出であることを例示している。

以上のことを整理すると、つぎのようになる。

1．合祀された氏神が怒る
　↓　祟りという形で表出
2．合祀された氏神が元に戻りたがる
　↓　夢の中に現われるという形で表出
3．氏子に災いをもらたらす
　↓　疫病・流行病などの病人という形で表出
4．氏子の現実観　↓　氏神が遠隔地であるという形で表出

その他にも、内密に再び元に戻してしまったとか、どうしても旧地に戻して祀りたいとか、跡地に棟札と小祠をはじめから残していた事例などをみることができる。

たとえば、ムラ人たちが機会が到来すれば、氏神さんを元の場所（跡地）に戻して、再び祀りたいという潜在的意識の表出である事例群は、復祀の直接的要因であり、また祟りや夢枕という形であらわれた事例群は、復祀の間接的要因といえよう。

以上の要因を、櫻井が三重県の『分祀調書』を用いて、分析した結果の一部と、比較すると大方のところで一致していることがわかる。[47] その復祀の要因を、対比させるとつぎのとおりである。

【神奈川県の場合】	【三重県の場合】
① 祟りがあった	① 参拝不便
② 夢の中（夢枕）に現れた	② 物淋しさ・寂莫感
③ 病人（疫病・流行病）が出た	③ 氏神への思慕
④ 参拝不便	④ 病気・死者・火災などの事故
⑤ 旧地への思慕	⑤ 旧社地保存・追慕

こうみてくると、ムラ人は神社合祀後は、復祀する機会を密かに念願していたようである。その表徴として、合祀後の跡地を遙拝所として祭祀を営み続けたことや、二、三の石を残して跡地が消滅しないようにしていることなどからかいまみることができる。

したがって、先に列挙した神社復祀の事例にあらわれたようなことが、大きな契機となって復祀が遂行されることになったことはまぎれもない事実であろう。

神社があるムラと神社がないムラ

ここでは、神社復祀の諸相を前述してきたが、つぎにこの神社復祀について、各ムラではどのように進められてきたのかを調査によっ

表　「復旧神社調」

復旧神社調	①被合併ヲ実行セズシテ其ノ名称ノ如何ニ不拘社殿境内等現存スルモノ ②無断復旧シ現ニ社殿境内等ヲ備フルモノ ③被合併神社ニシテ社殿境内等現存セザルモ復旧ノ希望アリテ申請中ノモノ ④前各項ニ該当セザルモ将来復旧ノ申請アリト予想セラルルモノ

府県名	復旧神社総数	内訳				道府県ニ於テ復旧ヲ公認ヲ適当ト認メタル神社数				
		①	②	③	④	①	②	③	④	計
北海道	38	26	9		3	9	1		2	12
東京	5	5				5				5
京都	5				5					
大阪	未回答									
神奈川	40	9	31							
兵庫	30	22	3		5		2			2
長崎										
新潟										
埼玉	104	71	28	3	2			3		3
群馬	40	29	11			1	1			2
千葉	14	5	9							
茨城	25	15	3	7						
栃木	10	1	9							
奈良	5				5				5	5
三重	本表ニ省ク									
愛知	32	23	7		2	1				1
静岡	54	23	30		1					
山梨	2	2				1				1
滋賀	23		21		2		7		1	8
岐阜										
長野	42	2	31	1	8		6	1	1	8
宮城	32	22	3	2	5	5				5
福島	14	10	2		2	10	2		2	14
岩手										
青森	3		3							
山形	19	19								
秋田	159	142	17							
福井	119	72	19	7	21	3	3	1	6	13
石川	3	2	1			1	1			2
富山	1	1				1				1
鳥取	43	38		5						
島根	33	3	10	1	19	2	3	1	11	17
岡山	32	7	19		6				2	2
広島	11	1	5	5			4	1		5
山口	4			2	2			2	2	4
和歌山	38	33	2	3			1		3	4
徳島	38	8	22		8					
香川	93	47	25		21	3	1			4
愛媛	24	4	6	3	11	3	1	2	8	14
高知										
福岡	95	95								
大分	21	20	1							
佐賀	85	78	4		3	4		4	1	9
熊本										
宮崎	1		1				1			1
鹿児島	16	7	7	1	1	4	1			5
沖縄										
合計	1,353	842	339	40	132	53	35	15	44	147

（この表は、桜井治男著『蘇るムラの神々』より）

て具体的に捉えるために調査地域を設定し、そこでその態様を概観することをめざした。とくに調査地域としては、神社合祀政策が強固に推進された地域と比較的緩やかで地域とを意識的に選び、しかも、ここでは、復祀がおこなわれた地域を「神社があるムラ」とし、復祀がされなかった地域を「神社がないムラ」と規定した。今回は、その概要を紹介するにとどめ、民間信仰・年中行事・通過儀礼などと関連させた具体的な調査報告については、次の機会にゆずりたい。

神社がないムラ――平塚市土屋の場合――

平塚市土屋は秦野市に隣接する地域で、大寺分（寺分・早田・人増）、大庶子分（上庶子・中庶子・下庶子・小熊・遠藤原）、総領分（上谷・脇・八坂下・琵琶）、上総領（上屋・中川・仲手・下屋・中入）の四地区から構成されている。この土屋地区では、神社合祀や復祀の様相はつぎのようである。

上惣領（矢沢）の鎮守愛宕神社は、一九一二年（明治四五年）に小熊の熊野神社に合祀された。戦後に復祀され、社殿は一九五四年（昭和二七）に再建した。合祀の際には、小熊から来た神輿にミタマを入れて、矢沢の人たちがその神輿を担いで帰って来た　その後、七五三の祝いや、婚礼後の宮参りの時などには小熊の熊野神社まで行っていたが、やはり遠すぎるので、部落の総意として戻すことになったのだという。

また、庶子分の上庶子では、かつてはジュウニソという所に十二所権現を祀っていた。土屋弥三郎なる者が熊野から熊野神社を勧請した時、一緒に十二社権現を祀り、その土地をジュウニソと呼ぶようになったと伝える。この神社は熊野神社に合祀された　中庶子には、昔、土屋小学校の裏に第六天神社があってみんなで祀っていた。これも熊野神社に合祀したので今はない。道化神社ともいう。下庶子には、建軍神社を祀っていたという。

大庶子分の小熊にある熊野神社は、土屋の村鎮守であったが、早田、人増、矢沢（上惣領）は復祀して、近年、熊野神社の氏子を脱けている。遠藤原は、道路で中井町と平塚市に分かれ、中郡中井町分をウワブン、平塚市分をシタブンという。ウワブンは日吉神社、シタブンは小熊の熊野神社を祀る。シタブンだけで祀る神社はなく、上庶子のジュウニソと一緒になって昔は十二社権現を祀っていた。

大寺分の寺分は八坂神社祀っていたが、熊野神社に合祀したままである。早田は、造化神社（第六天）を熊野神社に合祀してあったが、最近、元に戻した。人増は、昔から神社がなかったようである。

惣領分全体の神社は、八坂神社（天王様）である。八坂神社を熊野神社に寄せ宮をしている間は、惣領分の祭礼はおこなわれていなかった。熊野神社は遠く、祭りの時もその気分がなく、さみしかったという。祭りの客があっても遠いので余興などを見に行くにも時間がかかった。八坂神社を戻す話合いは一年間かけておこなわれた。

神社がないムラ――三重県度会郡度会町の場合――

調査地の度会町は、伊勢市に隣接する度会郡の中央に位置し、伊勢湾に注ぐ宮川流域の両岸に集落が連なっている。一九五五年（昭和三〇）、内城田村・中川村・小川郷村・市之瀬村の四カ村が合併して度会村が誕生し、一九六八年（昭和四三）に町制施行によって度会町になって現在に至る。生業は水田耕作であるが、杉、桧、シイタケ、度会茶などの特産物としている地域である。

旧内城田村地区は、葛原、大野木、棚橋、牧戸、平生、大久保、立岡、鮠川、下久具、上久具、田間、当津、茶屋広の各区に分かれている。各地の鎮守は、ほとんどの地区が八柱神社を祀っていたが、一九〇八年（明治四一）、町の中心地である棚橋の八柱神社へ旧内城田村の各神社を合併して、内城田神社と改称して、現在に至っている。合併された地域には、牧戸のようにその跡地に記念碑が残されいたり、また葛原、田間、下久具などでは、「遙拝所」が設置されている。そこで、興味深い点は遙拝所の背景に氏神があるので、自然と遙拝所を拝むと、氏神も拝むようになっていることである。現在では、居住する人びとはほとんどが神社といえば棚橋にある内城田神社のことしか知らないような状況になっている。なお、氏神以外に伊勢神宮の摂社である久具都比売神社が鎮座している。

神社整理政策の背景

前述したように、神社合祀後の復祀についての研究は管見の及ぶかぎり、ほとんどなく、復祀に関する研究やその報告も散見する程度である。そこで、神奈川県下における復祀の事例から、地域社会がどのように神社合祀を受けとめていたかを考えてみたい。

若干の考察を加える前に、神社合祀がどのような意図を以て、かつどのような手順を経ながら実施されてきたのかを俯瞰してみよう。

明治政府による神社合祀政策の端緒は、一八七一（明治四）年の太政官布告で、「官社以下順序定額」、「郷社定則」、「大小神社氏子取調規則」、「大小神社神官守札差出方心得」などである。これらの太政官布告で、神社は、「国家ノ宗祀」であると定められ、また同時に、官国幣社から村社までの社格が定められ、氏子調べなどが試みられた。その後、明治政府は、内務省神社局の設置に伴い、神社に関する法令を整備していき、神社の廃止、合併、移転等を意味する〈神社整理〉の足場を築いていった。そして、一九〇六（明治三九）年から、神社整理の具体的な手続きを意味する通牒等が出され、「第二の維新」といわれた明治末期における神社整理が遂行された。猛威をふるった神社整理も在野で反対の声が強まり、一九一〇（明治四三）年、内務大臣が神社合併の方針は決して強制的なものではないと訓示した。これによって、合祀推進の政策は中止となったが、それ以降も神社合祀はおこなわれていった。(48)

ところで、神社合祀政策がなに故に遂行されたのだろうか。こうした政策が出てくる基盤は、孝本が指摘しているように、神社界の「国家ノ宗祀」としての具現化への運助と、国家の地方行政再編政

策とが合致したところにもあるだろう。[49] すなわち、政府側からみれば、神社合祀は、部落的割拠の精神的基盤を取り除き、市町村の団結強化を促進する手段[50]になっていたし、神社合祀政策は、「公共心」、「協同一致」の精神を啓発する重要な一環になっていた[51]といえるだろう。

こうした政策を円滑に推進させるために、内務省では、経済論、敬神論、神社中心説の三つの論理[52]で説得していった。

では、神社合祀政策は神社にどんなことをもたらしたのだろうか。一つは、神社の系統化が確立したことであり、二つは、いわゆる「神」観念を宗教神としてではなく，皇祖神と祭敬神に統制されたことであり、三つは、神社合祀を推し進め、一町村一社に合祀することは、自然村の精神的基盤を取り除き、町村の団結を強化し、町村を住民掌握の単位としようとしたこと[53]である。とくに三番目のことは、自然村を撤去し、行政村の確立、すなわち民俗社会という地域社会の潰滅をめざしていたことを示している。

さらに、こうした政策は、各地に伝承する古来の宗教習俗や民俗行事が改廃されて衰退していった。また、明治四〇年代に行われた神社祭式の統一は、土地ごとの習俗と結びついた各地の神社の神事に決定的な打撃をあたえた[54]といわれる。

このように政府の手によって強行された宗教的伝統の破壊は、日本古来の伝統的習俗や慣行などを採訪によって記録にとどめようとする柳田國男らによる日本民俗学の提唱への大きな動機になった[55]といえよう。

こうした時代背景のもとで、南方熊楠による反対運動や住民によるささやかな抵抗があったことは前述したとおりである。しかも、民俗社会におけるムラ人は、合祀の対象となった小神社や小祠に対し、先祖伝来の守護神であるという意識を崇高に抱いていたので、合祀後もそれらの神々への憧憬が脳裡から離れなかったようである。

したがって、明治政府は神社合祀政策を強行してきたが、ムラ人たちが先祖代々、氏神を崇敬してきた淳朴なる信仰心までは翻意させられなかったようである。そのことは、神奈川県高座郡相原村相原部落（現相模原市相原の一部）においても、神社合祀攻策に対して部落内で賛否両論の立場があり、相互に激しく対立したこと[56]からも推察することができよう。

また、平塚市旧丸島村の駒形神社は明治四二年三月二〇日、宮内省令により丸島村を含む旧岡崎村の日吉神社が村内の氏神社や小祠を合祀し、岡崎神社と改称された際に、氏子の寄附金と共有水田により祭典費の基本財産を造り合祀を免れた[57]という。ふつう被合祀神社は、明治三九年における「合併跡地無代譲与」の勅令によって、社殿、社地等を譲渡しなければならなかったのだから、この点からみても合祀されることを極力、回避しようと努力したことは容易に想像できよう。ましてや小祠はもちろんのこと、社殿等が整っている神社を失うことはムラ人にとって、我慢できないことであったであろう。

さらに、秘密裡に神社合祀を免れた例もある。座間市河原宿では、明治から大正にかけてお宮の合祀が行なわれた。たまたま内務省の係官が寄せ宮したかどうかを河原宿へ調査に来るという。これを聞いた河原宿の氏子は、急いで大神宮を薮根の竹薮の中にそっと隠したという。[58] ここにも、神社合祀に対するムラ人の抵抗をみることができるし、このことはムラ社会の隅々まで政府の力が浸透していなかったことを例示しているといえよう。

今まで述べてきたように、地域社会では神社合祀政策に対して消極的な対応を以て、復祀の時節をひたすら待望していたのである。それ故、復祀を遂行させた要因はムラ人たちの意志であり、それは神社合祀を黙々と拒否してきた姿を表徴しているのかもしれない。

また、間接的要因と規定した祟りや夢枕は、むしろ地域社会におけるムラ人たちが共有してきている呪術的部分の表徴であろう。だから、ムラ人たちが崇敬してきた神々を祀らなくなれば、神々は祟りを起こさせたり、夢枕に現われて、ムラ人への警鐘になっている。ムラ人たちは、先祖伝来の守護神であるという崇敬の念と、畏怖め念とを氏神をはじめ路傍の神、家の神などに抱いている。そこで、神社合祀後の復祀がこれらの要因によって、遂行されたことは取りも直さず地域社会、すなわち民俗社会という土壌がそれらの要因を育んできたともいえよう。

柳田国男の神社合祀・復祀観

この点については、柳田國男がすでに指摘しているので、二、三紹介しておこう。

此村には以前上の区に四つ、下の区即ち田を隔てゝ向ふの岡の方に二つ、合せて六つの小社があつて、共に妙全院の進退ある所であつた。その中の一つの神明社といふのが、近世の広袴のうぶすなになつて居たところ、明治末年の神社合祀によつて、是も能ケ谷の神社に合併せられてしまつた。隣りの住吉谷戸などは其跡地を売却して、もう民有にして居るのだが、こちらは社地を元のまゝにして置いて、不動さま境内に石の祠を建て、それを神明社として自分等だけの祭をして居た。ところがつい此頃になつてから、村に病人とか不幸とか色々面白くない事が続くので、誰かが考へ出したか又は伺つてもらつたか、是は神明さまが不動山に居ることを、御好みなされぬ為だといふことに一決して早速その祠をもとの社地へ引移して建てた（定本第三巻、一六頁）

といっている。これは、『民間伝承』九巻二号（一九四三）に「広袴」という小稿で発表したもので、しかも、興味深いのは東京都町田市広袴における神社復祀の様相が紹介されていることである。また、柳田は『氏神と氏子』のなかで、つぎのようにいう。

神社の合併といふことは、日本神道の上では可なり大きな出来事であつた。御互ひの中にもその渦巻の片端に触れた者が有らうが、ともかくも今はもう四十年前の歴史となつて居る。出来る限

り平心にその結果を省察して、未来の大事な問題の参考とすることを心がけなければならぬ（定本第一一巻、四九三頁）

とし、以下の問題点を指摘している。

新たな公共団体の統一のために、信仰の割拠を避けようしたことが、結果的に神と親代々の氏子との因縁を認めなかったために、むしろ祭りに冷淡な住民の数を増加させてしまったという。

また、神社財産の造成ということは、必ずしも当初の目的を達成しなかった。すなわち、地域住民は祭りの日が休み日であり、祭りは休養であって少なくとも課役あるいは労働とは考えていなかったとしていると、のべている。さらに

今から三十六七年も前、まだ自分が少壮官吏の一人であつた時に、神社合祀といふ政策が始まつて、地方によつては大分人心が動揺した。それはこの方針の善悪といふよりも、寧ろ奸譎の徒が之を悪用した場合に弊があつた。三重和歌山の二県などは、神の森に樟や縦杉の巨木があつた為に、大阪辺の商人が背後から合祀の運動をするなどといふ悪評さへあつた。私は直接関係しなかつたが、南方熊楠といふ植物学者などは、之に憤慨してあばれまはり、刑事問題まだも引起した、其記録は今も保存せられて居る（定本第一一巻、四五五頁）

その一つは、村で産土とも又氏神ともいふ御社が急に大きくなつて来て、之をお祭り申す人員が増加し、仲間が幾分か雑駁になつたことである。それは必ずしも明治の御代の終りに近く、政府の手で行はれた神社合祀によつて、始まつたことでは無い（定本第二一巻、三九三頁）

以上のこと（傍点は筆者）から、柳田も、神社合祀はもとろんのこと、神社復祀についても関心を抱いていたことがわかる。柳田の神社合祀・復祀観については、機会をあらためて発表したいと考えている。

おわりに

神社合祀後、合祀された神社がもとの場所に戻り祀られるという復祀に興味を抱き、その事例を集めてみた。とくに、今回は神奈川県下を中心に、民俗調査報告書や民俗誌の類などを管見のかぎり渉猟した結果、興味深い事例が発見することができた。これら復祀に関する事例は、地域社会すなわち民俗社会[59]に伝承しているが、残念ながら断片的な資料である。

そこで、伝承されている地域社会の中に位置づけて分析する視点から、平塚市土屋と三重県度会郡度会町で、神社合祀および復祀を基軸にした民俗調査を試みている。調査を続けていく過程で、一定の方向性を見出したいと考えている。

いずれにしても、神社合祀に関する研究は多くみることができるが、現状では合祀後の復祀に関する研究はきめて少ないといえる。

今回も、このテーマについて、さらに今後、発展させていくための布石のひとつであると考えている。これからも、地域での体系的

な調査を続けて、一地域一地域の復祀のあり方について、綿密な実態調査を積み重ねていきたいと考えている。また同時に、他地域における事例の発掘に努め、復祀の実態を全国レベルにおいて全体をできるだけ把握し、同時に復祀に関する理論的枠組を構築したいと考えている。

そこで、今後は復祀の研究をすすめるために、とくに次のことに留意していきたいと考えている。一番目は、復祀が実行された時期の問題、つまり復祀が合祀後すぐに始まっていたり、あるいは第二次世界大戦後の時期であったり、あるいは最近の時期であったりとか、いろいろと時間差があることがわかってきたので、この点を注意することが肝要である。二番目に、神社を再建するには経費がかかる点から、経済的側面にも注意すべきことである。また、神社の財産に関する問題などもある。最後の三番目には神社復祀というと、神社が元の場所に戻ることだけしか気がつかなかったが、いわゆる講集団などに姿を変えているかもしれない点を考慮すべきだろう。このことは、谷口論文によって啓発されたが、氏は小田原市新屋地区における講集団の研究の中で次のように指摘している。(60)

明治末年から大正初年にかけて全国的に行われた神社合祀は、神奈川県下でも実施された。大正三年に小台の日枝神社、新屋の稲荷神社、柳新田の稲荷神社が、足柄村の村社であった飯田岡の飯田神社に合祀されたのである。地元では神社合祀のことを「寄せ宮」と呼んでいる。寄せ宮の状態は戦後の昭和二十二年に解消され、それぞれの旧社地に復祀されている。こうした神社合祀のなかで、従来の氏神祭祀を持続するために山王講が成立した可能性もある。たとえ山王講が神社合祀以前に成立していたとしても、稲荷講と同様に氏神信仰として行なわれ、神社が合祀されいた期間は講の実施が氏神祭祀として機能していたことは確かである（谷口、九九頁）。

今後、復祀研究を進めるにあたっては、以上の視点から照射することに留意していきたいと考えている。

（本稿は、平成七・八年度文部省科学研究費一般研究C　課題番号07610323「神社整理後における『神社復祀』に関する民俗学的研究」の研究成果の一部である）

〔注〕

（1）村上重良、『国家神道』、岩波書店、一九七〇、一六七頁。

（2）萩原龍夫は、一九六〇年（昭和三五）に実施された島根県西石見地方の民俗総合調査で、津和野藩時代の神社整理について論述している。和歌森太郎編、『西岩見の民俗』、吉川弘文館、一九六二、一八〇～一九七頁）。

（3）鶴見和子、「地球志向の比較学」、『南方熊楠全集』第四巻、平凡社、一九七二年、六一三頁。また、明治末期から強行された明治政府の神社合祀政策に対して、自然保護の立場から投獄も辞せず闘った南方熊楠についての書物が刊行された。南方文枝、『父南方熊楠を語る――付

神社合祀反対運動未公刊史料――』、日本エディタースクール出版部、一九八一年。最近、熊楠に関する著作物が多くみられる。

(4) 萩原龍夫、「神社祭祀」、和歌森太郎編『宇和地帯の民俗』、吉川弘文館、一九六一、一七三頁。

(5) 谷岡治男・森安仁、「神社合併と村祭の変化――三重県度会郡穂原村(現南勢町の内)――」、『社会と伝承』第一二巻第四号、一九七一年、四五頁。

(6) 森岡清美、「明治末期における集落神社の整理(1)――三重県下の合祀過程とその結末――」、『東洋文化』第四〇号、東京大学東洋文化研究所、一九六六年。

(7) 森岡清美、「明治末期における集落神社の整理(2)――その全国的経緯――」、『社会科学論集』第一六号、東京教育大学文学部、一九六八年。

(8) 『近代の集落神社と国家統制――明治末期の神社整理――』(吉川弘文館、一九八七年)。啓発的な論考が多く、研究史も貴重である。

(9) 米地実、『村落祭祀と国家統制』、御茶の水書房、一九七七年。米地の著書は、一九六六年から七四年までに発表した論文に修正を加えて収録されたものである。第四章、第五章において、神社整理に対する同家統制を論述している。

(10) 孝本貢、「神社合祀――国家神道化政策の展開――」、田丸徳善・村岡空・宮田登編『日本人の宗教3――近代との邂逅――』、佼成出版社、一九七三年。孝本は、神社整理が神社統一→一村一社→民心統一という論理でなされたとしている。

(11) 孝本貢、「神社整理と地域社会――神奈川県相模原市の事例――」、笠原一男編『日本における政治と宗教』、吉川弘文館、一九七四年。

(12) 村上重良、前掲『国家神道』参照のこと。

(13) 土岐昌訓、「明治以降における神社整理の問題――神社法令を中心とした其の経過について――」、『神道宗教』第一六号、一九五八年。

(14) 千葉正士、「一市町村一神社の理念と総鎮守の制――第二次大戦中における東北地方の実例を通して――」、『社会と伝承』第八巻第一号、一九六四年。

(15) 沼部春友、「神社合祀に関する一考察」、『宗教研究』第四六巻第三号、一九七三年。

(16) 谷岡治男・森安仁、前掲「神社合併と村祭の変化」、一九七一年。

(17) 大藤時彦、「信仰生活」、柳田國男編『明治文化史　第一三巻　風俗』、原書房(洋々社　一九五四年刊の覆刻)、一九七九年、四五四～四五五頁。

(18) 神奈川県下から蒐集した民俗の事例を手がかりに、神社復祀の諸相とその要因を明らかにした(鈴木、一九八二)。

(19) 田中　宣一、一九八三、「一村落における明治末期の神社整理――神奈川県川崎市麻生区岡上の場合――」、『成城文藝』第一〇三号、一九八三年。

(20) 「神社整理と神社復祀」(宗教社会学研究会編『宗教・その日常性と非日常性』、雄山閣、一九八二年)、「資料紹介　神祇院編『明治三十九年当時ニ於ケル神社合併ニ関スル法令、訓令、通牒類』」(『皇學館大學紀要』第二九輯、一九九一年)、『蘇るムラの神々』、大明堂、一九九二

年）、「明治末期の神社整理と稲荷社――伊勢市の事例に則して――」（『朱』第三六号、一九九三年）、「氏神鎮守社の再生――遷宮祭と神社復祀に関連して――」（岡田重精編『日本宗教への視角』、東方出版、一九九四年）などがある。

(21)「『神社合祀』の実態――個別研究のためのパースペクティブ――」（『史潮』新九号、一九八一年）、「神社合祀の論理」（駒澤大学宗教学研究会編『宗教学論集』第一三輯、一九八七年）などがある。

(22)「明治末期における神社合祀とその影響――滋賀県野洲町北桜と南桜の場合――」、『日本民俗学』第一七二号、一九八七年。

(23)「神社整理と村落祭祀――伊勢崎市上之宮の場合――」、『伊勢崎市史研究』第四号、一九八七年。

(24)『国家神道形成過程の研究』、岩波書店、一九九四年。

(25)「近代大阪市の神社と神社合祀」『民俗と歴史』第二七号、一九九六年。

(26) 岸本昌良、前掲「『神社合祀』の実態」、一一九頁。

(27)「神社整理と神社復祀」などをまとめた『蘇るムラの神々』や「氏神鎮守社の再生――遷宮祭と神社復祀に関連して――」など。

(28) 櫻井治男、前掲『蘇るムラの神々』、二五五～二五六頁。

(29) 横浜市教育委員会、『昭和四六年度港北ニュータウン地域内文化財調査報告――東方の民俗、洪沢の民俗、柚木の民俗――』、一九七二年、九五～九七頁。

(30) 筆者調査。

(31) 筆者調査。事例二、事例三は、平塚市史民俗編を編纂するために調査した資料の一部である。平塚市市史編さん課、『平塚市史民俗調査報告1――神田・城島――』、一九八一年。

(32) 神奈川県立博物館、『神奈川県民俗調査報告五　三浦半島の民俗(2)』、一九七二年、八五頁。

(33) 座間市語り伝え聴き取り調査団、『座間の語り伝え　信仰編』、座間市企画財政部企画課市史編さん係、一九七九年、六～七頁。

(34) 前掲書、一五頁。

(35) 神奈川県立博物館、『神奈川県民俗調査報告二　串川・中津川流域の民俗』、一九六九年、八五頁。

(36) 前掲書、八五頁。

(37) 瀬戸貞夫、『西丹沢の民俗1』（神奈川県民俗シリーズ13）、神奈川県教育委員会、一九七七年、一〇〇頁。

(38) 前掲書、一三七頁。

(39) 前掲書、一四〇頁。

(40) 前掲書、一八六頁。

(41)『川崎市史　民俗編』、川崎市、一九九一年、六三二頁。

(42) 筆者調査。

(43) 筆者調査。

(44)『町田市小野路地区文化財調査報告（下）――民俗・人文地理編――』、東京都教育庁、一九九三年、二八六頁。

(45)『磯子の史話』、磯子区役所編、一九七八年、四八三頁。

(46) 前掲書、五〇六頁。

(47) 櫻井治男、前掲『蘇るムラの神々』、二六四～二六六頁。

(48) 神社合祀政策の事例については、孝本貢の「神社合祀――国家神道化政策の展開――」、米地実の『村落祭祀と国家統制』における第三章「村落所在神社と国家統制」、第四章「明治末期の神社政策」に詳述されている。

(49) 孝本貢、前掲「神社合祀」、七五～七六頁。

(50) 前掲書、八四頁。

(51) 前掲書、八七頁。

(52) 前掲書、九八頁。経済論というのは、神社数が減少すれば、住民の経済の負担が軽くなること、敬神論というのは、神社数が減少すれば、神社設備が完備し、氏子、崇敬者に対する感化もよくなること、神社中心説というのは、神社数が減少すれば、自然同一氏子区域であるというので融和してその団枯が堅くなること。

(53) 前掲書、一〇四～一〇五頁。

(54) 村上重良、前掲『国家神道』、一六九頁。

(55) 前掲書、一六九頁。

(56) 孝本貢、前掲「神社整理と地域社会」、三四六～三五〇頁。

(57) 笹生源治編、『駒形神社誌』、謄写印刷、一九六七年、二頁。

(58) 座間市語り伝え聴き取り調査団、前掲『座間の語り伝え　信仰編』、一〇頁。

(59) ここでいう民俗社会Folk Societyとは、R.Redfieldが提示した地域社会のことである。民俗社会は孤立した小地域社会で、同質の人々が強固な集団結合のもとに慣習化した生活様式を守って暮らしている社会として、ここでは捉えておきたい。

(60) 「真宗村落の講集団」、『おだわら――歴史と文化――』第六号、一九九三、九九頁。

【引用文献および参考文献】

◇大藤　時彦、一九五四、「信仰生活」柳田國男編『明治文化史　第一三巻風俗』、洋々社（一九七九年に原書房から復刻）

◇岸本　昌良、一九八一、「『神社合祀』の実態――個別研究のためのパースペクティブ――」、『史潮』新九号

◇――――、一九八七、「神社合祀の論理」、駒澤大学宗教学研究会編『宗教学論集』第一三輯

◇喜多村理子、一九八七、「明治末期における神社合祀とその影響――滋賀県野洲町北桜と南桜の場合――」、『日本民俗学』第一七二号

◇孝本　貢、一九七三、「神社合祀――国家神道化政策の展開――」、田丸徳善・村岡空・宮田登編『日本人の宗教Ⅲ　近代との邂逅』、佼成出版社

◇――――、一九七四、「神社整理と地域社会――神奈川県相模原市の事例――」、笠原一男編『日本における政治と宗教』、吉川弘文館

◇阪本　是丸、一九九四、『国家神道形成過程の研究』、岩波書店

◇――――、一九七六、「神社合併と村祭の変化――北勢地方の事例――」、『皇学館大学紀要』第一四輯

◇櫻井　治男、一九七九、「神社合併と村祭の変化――旧城田村の事例――」『皇学館大学紀要』第一七輯

◇――――、一九八二、「神社整理と神社復祀」、宗教社会学研究会編『宗

教・その日常性と非日常性』、雄山閣
◇――――一九九一、「資料紹介　神祇院編『明治三十九年当時ニ於ケル神社合併ニ関スル法令、訓令、通牒類』」、『皇學館大學紀要』第二九輯
◇――――一九九二、『蘇るムラの神々』、大明堂
◇――――一九九三、「明治末期の神社整理と稲荷社――伊勢市の事例に則して――」、『朱』第三六号、伏見稲荷大社
◇――――一九九四、「氏神鎮守社の再生――遷宮祭と神社復祀に関連して――」、岡田重精編『日本宗教への視角』、東方出版
◇笹生　源治編、一九六七、『駒形神社誌』（謄写印刷）
◇笹本儀一郎、一九七六、「神社合祀の前とその後――城川町窪野地区――」、『伊予の民俗』第二二号
◇鈴木　通大、一九八二、「神社合祀後における〈分祀〉について――神奈川県下の民俗事例をもとに――」、『神奈川県立博物館研究報告（人文科学）』第一〇号
◇関口　靖之、一九九六、「近代大阪市の神社と神社合祀」『民俗と歴史』第二七号
◇瀬戸　崎雄、一九八八、「酒田地区旧村々の神社変遷と酒田神社の成立経緯」、『開成町史研究』第二号
◇瀬戸　貞夫、一九七七、『西丹沢の民俗1』（神奈川県民俗シリーズ13）、神奈川県教育委員会
◇田中　宣一、一九八三、「一村落における明治末期の神社整理――神奈川県川崎市麻生区岡上の場合――」、『成城文藝』第一〇三号、成城大学文芸学部
◇谷岡治男・森安仁、一九七一、「神社合併と村祭の変化――三重県度会郡穂原村（現、南勢町の内）」、『社会と傳承』一二―四
◇谷口　貢、一九九三、「真宗村落の講集団」、『おだわら――歴史と文化――』第六号
◇千葉　正士、一九六四、「一市町村の理念と総鎮守の制――第二次大戦中における東北地方の実例を通して――」、『社会と傳承』八―一
◇鶴見　和子、一九七二、「地球志向の比較学」、『南方熊楠全集』第四巻、平凡社
◇土岐　昌訓、一九五八、「明治以降における神社整理の問題――神社法令を中心とした其の経過について――」、『神道宗教』第一六号
◇時枝　務、一九八七、「神社整理と村落祭祀――伊勢崎市上之宮の場合――」、『伊勢崎市史研究』第四号
◇西川　順土、一九七七、「神社合祀と祭神について――三重県の例を中心として――」、『神道宗教』第八八号
◇沼部　春友、一九七三、「神社合祀に関する一考察」、『宗教研究』四六―三
◇萩原　龍夫、一九六〇、「神社祭祀」、和歌森太郎編『西石見の民俗』、吉川弘文館
◇――――一九六一、「神社祭祀」、和歌森太郎編『宇和地帯の民俗』、吉川弘文館
◇南方　熊楠、一九一二、「神社合併反対意見」『日本及日本人』第五八〇、五八一、五八三、五八四号
◇南方　文枝、一九八一、『父南方熊楠を語る――付神社合祀反対運動未公

刊史料――』、日本エディタースクール出版部
◇村上重良、一九七〇、『国家神道』、岩波書店
◇森岡　清美、一九六六、「明治末期における集落神社の整理(一)――三重県下の合祀過程とその結末――」、『東洋文化』第四〇号、東京大学東洋文化研究所
◇――――一九六八、「明治末期における集落神社の整理(三)――その全国的経緯――」、『社会科学論集』第一六号、東京教育大学文学部
◇――――一九八七、『近代の集落神社と国家統制――明治末期の神社整理――』、吉川弘文館
◇柳田國男、一九四三、『神道と民俗学』、明世堂(『定本柳田国男集』第一〇巻、筑摩書房、一九六二)
◇――――一九四三、「廣袴」『民間傳承』第九巻八号(『定本柳田国男集』第三巻、筑摩書房、一九六八)
◇――――一九四五、「農村と秋まつり」『建設青年』第九巻七号(『定本柳田國男集』第三一巻、筑摩書房、一九七〇)
◇――――一九四五、『村と学童』、朝日新聞社(『定本柳田國男集』第二一巻、筑摩書房、一九七〇)
◇――――一九四七、『氏神と氏子』、小山書店(『定本柳田國男集』第一一巻、筑摩書房、一九六九)
◇――――一九五〇、「南方熊楠」『近代日本の教養人』、実業之日本社(『定本柳田國男集』第二三巻、筑摩書房、一九七〇)
◇米地　実、一九七七、『村落祭祀と国家統制』、お茶の水書房
◇磯子区役所編、一九七八、『磯子の史話』
◇浦和市役所、一九七五、『浦和市――民俗編――』
◇大田区役所、一九八三、『大田区史――資料編　民俗――』
◇神奈川県立博物館編、一九六九、『神奈川県民俗調査報告2　串川・中津川流域の民俗』
◇神奈川県立博物館編、一九七二、『神奈川県民俗調査報告5　三浦半島の民俗(2)』
◇座間市語り伝え聴き取り調査団編、一九七九、『座間の語り伝え　信仰編』、座間市企画財政部企画課市史編さん係
◇東京都教育庁、一九九三、『町田市小野路地区文化財調査報告(下)――民俗・人文地理編――』
◇平塚市市史編さん課編、一九八一、『平塚市史民俗調査報告1――神田・城島――』
◇平塚市、一九九三、『平塚市史――別編　民俗――』
◇横浜市教育委員会編、一九七二、『昭和46年度港北ニュータウン地域内文化財調査報告――東方の民俗、洪沢の民俗、柚木の民俗――』
◇四日市市、一九九五、『四日市市史　第五巻　史料編　民俗』

［キーワード：神社合祀、神社復祀、氏神、遥拝所、祟り、祭り、柳田國男、南方熊楠］